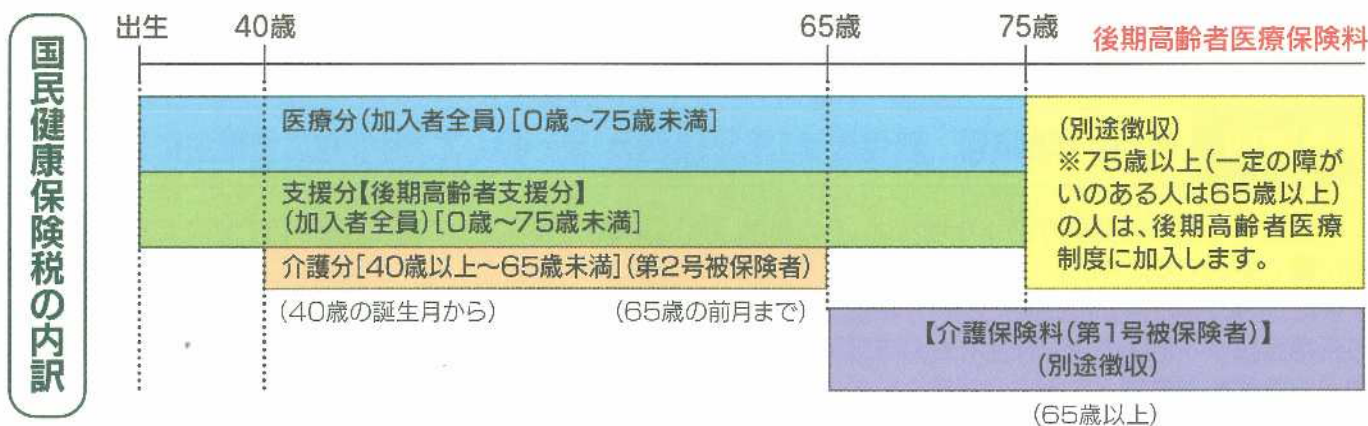


国民健康保険税についてのお知らせ

令和2年度の国民健康保険税のしくみについて、市民のみなさんにお知らせします。

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさんが病気やけがなどの時に安心して医療が受けられるように保険給付を行うなど、相互扶助により運営される医療保険制度です。国保財政は加入者みなさんの保険税と市、県、国の補助金や負担金等を財源として運営しています。

1 年齢別に見た保険税(料)



2 令和2年度国民健康保険税 税率の改定について

白杵市の国民健康保険の財政状況を分析し今後の税収見込みをシュミュレーションした結果、平成31年度に比べて医療分の税率を引き下げました。

- 医療分所得割(H31)10.90%→(R02)9.90%
- 医療均等割(H31)29,000円→(R02)25,000円
- 医療平等割(H31)28,300円→(R02)27,000円

3 国民健康保険税の計算方法(12ヶ月分)

※加入対象者は **1** をご覧ください。

区分	課税標準	医療分	支援分(後期高齢者)	介護分(40歳~65歳未満の方)
A 所得割額	被保険者一人ずつ計算し、合算する	(前年中の総所得金額等-330,000円)×9.90%	(前年中の総所得金額等-330,000円)×2.10%	(前年中の総所得金額等-330,000円)×1.95%
B 均等割額	被保険者1人につき	25,000円	6,600円	7,300円
C 平等割額	1世帯につき	27,000円	4,500円	4,500円
課税限度額	1世帯あたり年税額の最高限度額	630,000円	190,000円	170,000円
軽減制度	前年の所得合計額が次頁の基準以下の場合対象	均等割額、平等割額が対象(4 5 参照) ただし、所得の有無にかかわらず、所得申告が必要です。		

計算式

法定年税額 = (所得割額 **A** + 均等割額 **B** + 平等割額 **C**) × 加入月 / 12月

※「医療分」、「支援分」、「介護分」(**1** に該当した場合) をそれぞれ計算します。

4 国民健康保険税の軽減制度について

国民健康保険税は、被保険者の前年中の所得等に応じて計算し課税されますが、前年中の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合には、国民健康保険税の均等割額・平等割額を減額し、負担を軽くする軽減制度があります。軽減制度が適用されるのは、世帯主(国保加入者でない世帯主も含む)及び国民健康保険の加入者全員が申告をしている世帯です。**所得を申告していない世帯には軽減が適用されないことがあります。**(会社等から給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されている場合を除く。)

区分	基準となる所得金額(擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者**の所得の合計額で比較)
7割軽減	世帯所得の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯所得の合計額が{33万円+(28万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)}以下
2割軽減	世帯所得の合計額が{33万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)}以下

**「特定同一世帯所属者」とは

国保から後期高齢者医療制度へ移行された方で、後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。ただし、世帯主が変更になった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

5 納税義務者と納税通知書の送付先

世帯主

世帯主自身が会社勤めなどで他の健康保険に加入している場合でも、世帯のどなたかが国保に加入していれば地方税法の規定により世帯主(「擬制世帯主」)が納税義務者となります。ただし、擬制世帯主の場合、擬制世帯主の所得は3の計算対象になりません。

6 均等割額と平等割額の軽減判定の世帯所得判定基準額(合計所得)、軽減額(国民健康保険税)からの減額する金額の早見表

加入者数		軽減前の均等割額と平等割額の合計額	7割軽減		5割軽減		2割軽減	
			基準となる所得金額(個人ごとの合計所得の合計)の計算方法					
			33万円以下		33万円+(28万5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下		33万円+(52万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数)以下	
		基準となる所得金額 (擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)	軽減額	基準となる所得金額 (擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)	軽減額	基準となる所得金額 (擬制世帯主を含む世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者の所得の合計額)	軽減額	
1人	医療+支援	63,100円	加入者の人数にかかわらず 330,000円以下	44,170円	615,000円 以下	31,550円	850,000円 以下	12,620円
	介護分	11,800円		8,260円		5,900円		2,360円
2人	医療+支援	94,700円		66,290円	900,000円 以下	47,350円	1,370,000円 以下	18,940円
	介護分	19,100円		13,370円		9,550円		3,820円
3人	医療+支援	126,300円		88,410円	1,185,000円 以下	63,150円	1,890,000円 以下	25,260円
	介護分	26,400円		18,480円		13,200円		5,280円

★世帯主の方が「社会保険」等の加入者であっても「軽減判定」を行う際には、世帯主の所得を含んだ状態で行います。

★上記の計算通りに算出できない場合

●分離課税となる所得がある方 ●専従者給与(控除)のある方

★ただし65歳以上の方で年金収入のある方については、年金所得からさらに15万円控除した金額が軽減上の年金所得になります。

7 後期高齢者医療制度へ移行する方がいることに伴う軽減と減免

(1) 特定世帯等該当による平等割の軽減

75歳になる方(一定の障がいがある方は65歳以上)が、後期高齢者医療制度へ移行することにより、その世帯内の国民健康保険加入者が一人になる世帯を「特定世帯」といい、医療分と支援分に係る平等割が5年間2分の1軽減されます。

また、特定世帯の状態が5年間経過しても継続している世帯を「特定継続世帯」といい、平等割が引き続き3年間4分の1軽減されます。

その世帯が「特定世帯」又は「特定継続世帯」であるかどうかは賦課期日時点で判断します。ただし、世帯主が変わった場合はその日から特定世帯や特定継続世帯ではなくなり、その月以降の平等割は減額されません。(国民健康保険加入者が2人以上になったり、世帯主に異動がないまま特定同一世帯所属者の異動があった場合などは、次の賦課期日まで減額が続きます。)

(2) 旧被扶養者該当による所得割の減免と均等割の軽減

75歳になる方が、会社の被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者(65歳から74歳までの方)が新たに国民健康保険に加入する場合は、所得割が免除され、均等割が2分の1に軽減されます。

また、旧被扶養者のみで構成される世帯には、平等割も2分の1に軽減されます。

平等割と均等割の軽減期間は、資格取得から2年間となります。

*旧被扶養者とは、次の条件を全て満たす方です。

- 国民健康保険の資格を取得した日に65歳以上である方
- 国民健康保険の資格を取得した日の前日に被用者保険(国保組合等の一部保険を除く)の被扶養者であった方
- 国民健康保険の資格を取得した日の前日に扶養関係にあった被用者保険の本人が、その翌日に後期高齢者医療被保険者となった場合

8 倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の軽減

倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方は、前年度給与所得が100分の30として算定され、給与所得に係る所得割が軽減されます。

この軽減を受けるためには、「国民健康保険税特例対象被保険者等申請書」の提出が必要です。

対象者

- (1) 雇用保険の特定受給資格者* (倒産、解雇などにより離職した方)
- (2) 雇用保険の特定理由資格者* (雇い止めなどにより離職した方)
- (3) 失業時点で65歳未満の方
- (4) 平成21年3月31日以降に離職した方

*雇用保険の「特定受給資格者」「特定理由資格者」とは、公共職業安定所(ハローワーク)で雇用保険の手続きをされ、雇用保険受給資格者証(ハローワークで交付)の離職理由コードが次のいずれかに該当する方です。

特定理由資格者 23・33・34

特定受給資格者 11・12・21・22・31・32

軽減期間

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度までとなります。

9 加入期間

加入 新規加入された月から月割計算します。
 ※加入の届出が遅れた場合は、さかのぼって国民健康保険税を納めることとなります。

例) 8月1日に加入

資格	6月	7月	8月	9月
税	8月分から納付となります。			

脱退 脱退月の前月までの月割計算となります。
 ※脱退の届出が遅れた場合は、さかのぼって資格喪失となります。国民健康保険税についても、納め過ぎていれば、後日、お返しいたします。

例) 8月1日に脱退

資格	6月	7月	8月	9月
税	7月分までの納付となります。			

10 「納期(回数)」、「納期限」と「納付書の通知時期」について

普通徴収 納期：年間8回 納付書は1年分(8回分)を一括して7月中旬に世帯主に送付します。

年度途中で税額の変更があった場合は、その都度、残りの納期分を一括して送付しますので新たに送付された納付書で納めてください。

また、令和2年1月2日以降に白杵市に転入し国民健康保険に加入した方は、国民健康保険税の算定基礎となる所得金額が不明のため、前住所地の市区町村に所得金額を問い合わせします。所得金額が判明した時点で、国民健康保険税額が変更となる場合があります。その場合は、後日変更後の納税通知書をお送りします。

特別徴収 納期：年間6回(年金の支給時期 4月、6月、8月、10月、12月、2月)

●4月から特別徴収開始されている世帯主

仮徴収：前年度国保税額をもとに算定し、4月、6月、8月で徴収します。

本徴収：当該年度で決定した額から仮徴収分を差し引いて10月、12月、2月で徴収します。

●新たに10月から特別徴収になる世帯主(年金から徴収することができる世帯主)

●7月の通知では、普通徴収と特別徴収の2種類の通知書が発送される場合があります。

■ 普通徴収の通知書

第1期(7月)・第2期(8月)・第3期(9月)

■ 特別徴収の通知書

第4期(10月)・第5期(12月)・第6期(2月)

注意

納期は、納付する回数ですので、何月分という月割金額ではありません。

特別徴収の第1期は4月、普通徴収の第1期は7月です。

納期限が違いますのでご注意ください。(詳しくは下記のカレンダーをご参照ください。)

令和2年度「カレンダー月」と「普通徴収と特別徴収の納期と納期限」

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
普通徴収	納期				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
	納期限				7/31	8/31	9/30	11/2	11/30	1/4	2/1	3/1	
特別徴収	納期	1期		2期		3期		4期		5期		6期	
	引去日	4/15		6/15		8/14		10/15		12/15		2/15	

11 徴収方法について

納付書や口座振替により納めていただく方法

※普通徴収の方は、安心・便利な口座振替をお勧めします。
(納め忘れや窓口納付の待ち時間など面倒な手続きが不要となります。)

口座振替方法

- 【お手続き場所】 臼杵市内に店舗のある、ご希望の金融機関・郵便局
- 【必要なもの】 口座振替の預金通帳、通帳のお届け印
- 【提出書類】 臼杵市税等口座振替依頼書
(市内の金融機関に備え付けています。)

(注) ・開始日は、申し込み月の翌月末以降の納期分からとなります。
・国民健康保険税は世帯主課税ですので、納入義務者は世帯主名を記入して下さい。

*コンビニエンスストアで納付
できます!

取扱可能なコンビニエンスストアについては、納付済通知書裏面納付場所をご確認ください。
30万円を超えた等の理由によりバーコード印字のない納税通知書はコンビニエンスストアでお取扱できません。

普通徴収

特別徴収

年金から国民健康保険税を直接差し引いて納めていただく方法

国民健康保険に加入している世帯主及び世帯員が65歳以上75歳未満で、主に次の2つの条件を満たす場合は、原則国民健康保険税を世帯主の年金から年金支給月ごとに特別徴収します。

- 国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金(介護保険料をひかれている年金)を受給している場合
- 国民健康保険の世帯主の介護保険料と世帯の国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合(世帯主が75歳以上の場合や、65歳未満の被保険者がいる場合は該当しません)

◆「年金からのお支払い」(特別徴収)の方も、「口座振替」へ支払方法を変更できます◆

国民健康保険税について、口座振替でのお支払いをご希望される方は、下記のお手続きを行ってください。

- ア 国民健康保険税の口座振替の手続きを金融機関で行なう。 ※上記の [普通徴収] 口座振替方法と同様
- イ 納付方法の変更手続きを行なう。(「年金からのお支払い」⇒「口座振替」への変更)

- 【お手続き場所】 臼杵庁舎 税務課・野津庁舎 市民生活推進課
- 【必要なもの】 印鑑 ※アを行なった方は、口座振替依頼書の「本人控え」
- 【提出書類】 国民健康保険税納付方法変更申出書(お手続きの場所に準備しております。)

イのお手続きで、「年金からのお支払い」から「口座振替」への変更となります。
※「口座振替」の納付状況により「年金からのお支払い」方法に変更となる場合があります。

12 保険税の納期限は正しく守りましょう

特別な理由もなく国民健康保険税を滞納している場合は、次のような措置がとられます。

- 債権(預金・給与・年金・自動車売掛金・保険返戻金など)や不動産の差し押さえをされる場合があります。
- 有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。
- 保険証のかわりに「被保険者資格証明書」が交付される場合があります。
※この場合、医療費はいったん全額自己負担になります。
- 国民健康保険で受けられる給付の全部または一部が差し止められます。
- 国民健康保険で受けられる給付の全部または一部が滞納保険税にあてられます。

13 令和2年度保険税改定について

国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

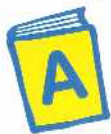
	項目	改正前(平成31年度)	改正後(令和2年度以降)
保険税軽減判定の改正	7割軽減	世帯所得が33万円以下	改正なし
	5割軽減	33万円+(28万円×被保険者数)	33万円+(28万5千円×被保険者数)
	2割軽減	33万円+(51万円×被保険者数)	33万円+(52万円×被保険者数)

また、医療分について、課税限度額(61万円→63万円)の引き上げを行います。(3参照)



社会保険に加入しました。 国民健康保険は、いつまで支払うの？

国保Q&A



国民健康保険を離脱する届出をしていただいてから、税額を再計算してお知らせします。国民健康保険に限らず健康保険は「加入した月ばかり、やめた月ばかりではない」というルールで金額を計算しています。しかし、納期ごとの税額とこの月割税額は一致しないため、社会保険に移られた後でも納税していただく場合があります。後日お送りする変更通知書にてご確認ください。



会社の任意継続と国民健康保険ではどちらが安い？



国民健康保険税は加入年度の前年中の所得、加入人数等で保険税を算出することになります。任意継続する場合の保険料を確認の上、どちらを選択されるかご判断ください。国民健康保険税の試算を希望される方は、次のものを準備して臼杵市税務課市税グループに電話または来庁してお問合せください。

1. 確定申告書の控えや源泉徴収票など加入年度の前年の所得がわかるもの
2. 加入したい方の生年月日及び人数



所得がないのに、前年より国民健康保険税が高いのはなぜ？



所得を申告していない世帯には軽減が適用されないことがあります。申告をしていない等の理由で、軽減対象の世帯になるかが判定できず軽減できないままになっているものと考えられます。この場合、昨年の収入について、市・県民税の申告をしていただき、対象世帯に該当すれば、保険税の均等割額および平等割額が軽減されますので、国民健康保険税を再計算して、後日税額変更後の納税通知書を送付します。



臼杵市へ転入してきて国民健康保険に加入しました。 以前住んでいた所と保険税額が違うのですが？



国民健康保険の税率は国保を運営する自治体ごとに条例で定めています。そのため、所得や加入人数等が同じでも市区町村ごとに算出税額は異なってきます。



納付が困難なときは、どうすればいいの？



速やかに連絡をお願いします。
個々の事情を伺いながら分割納付等の方法について相談を行います。
詳しくは臼杵市税務課特別収納推進室にお問合せください。



市外から臼杵市へ転入してきた場合の国民健康保険税の計算は？



1月1日に他市町村にお住まいだった場合は、以前お住まいだった市町村に前年所得の照会をします。所得の回答時期によっては、暫定額の納税通知書を送付し、所得が判明次第、所得割額を含めた額で、翌月以降に税額変更通知書を送付することがあります。

国民健康保険税に関するお問合せは

臼杵市役所 臼杵庁舎 税務課 市税グループ 0972-63-1111 (内1115~1117)
特別収納推進室 0972-63-1111 (内1111・1112・1121)
野津庁舎 市民生活推進課